

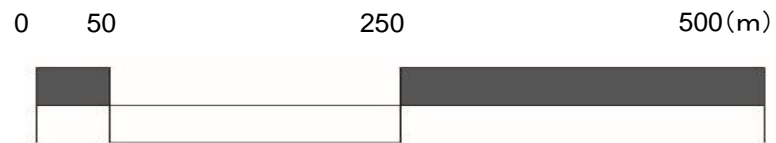
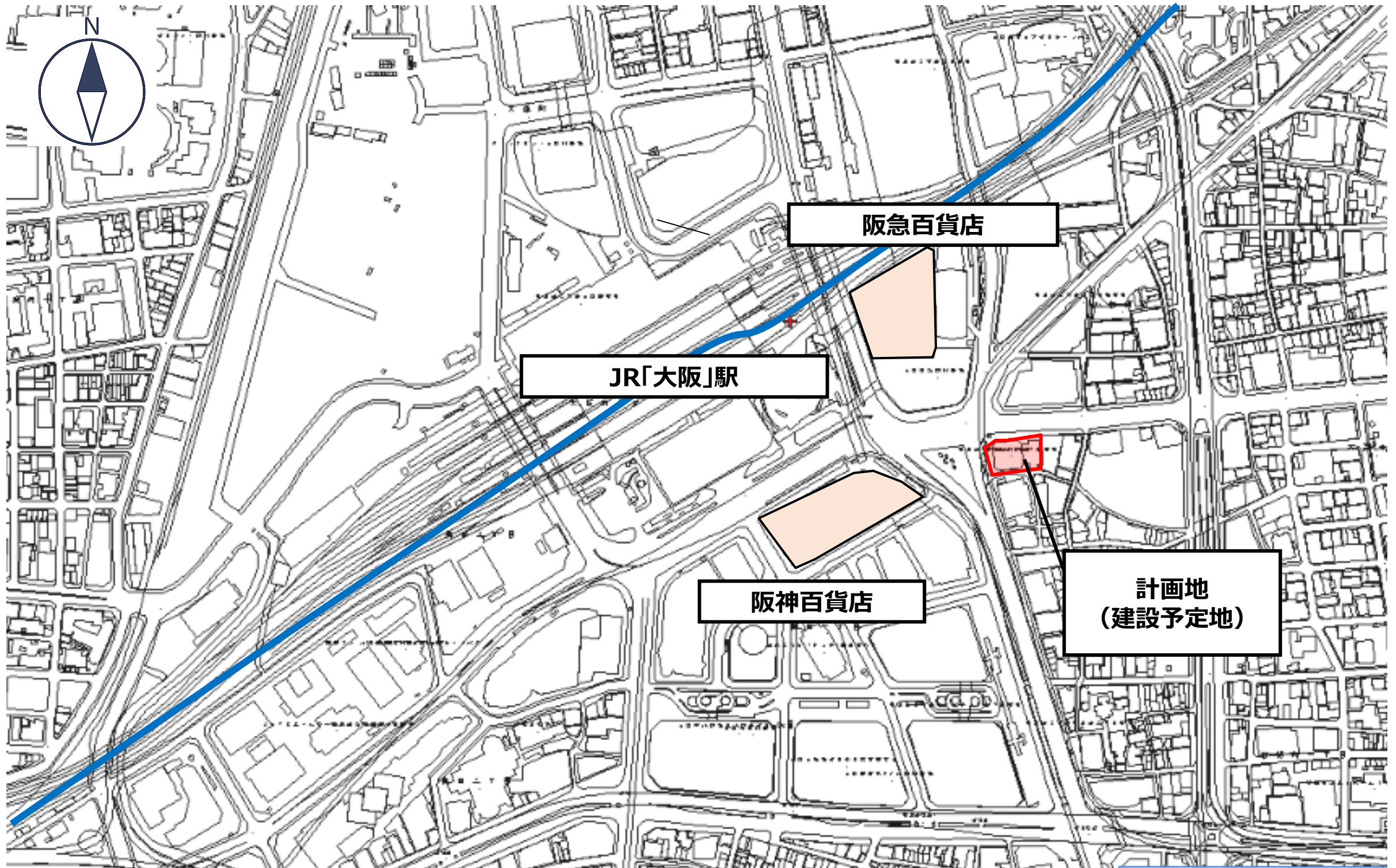
# 大阪府曾根崎警察署改築工事基本設計業務 公募型プロポーザルの概要

公共建築室 計画課

## ■ 計画概要

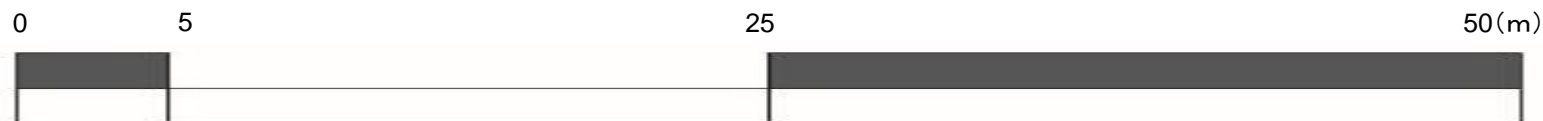
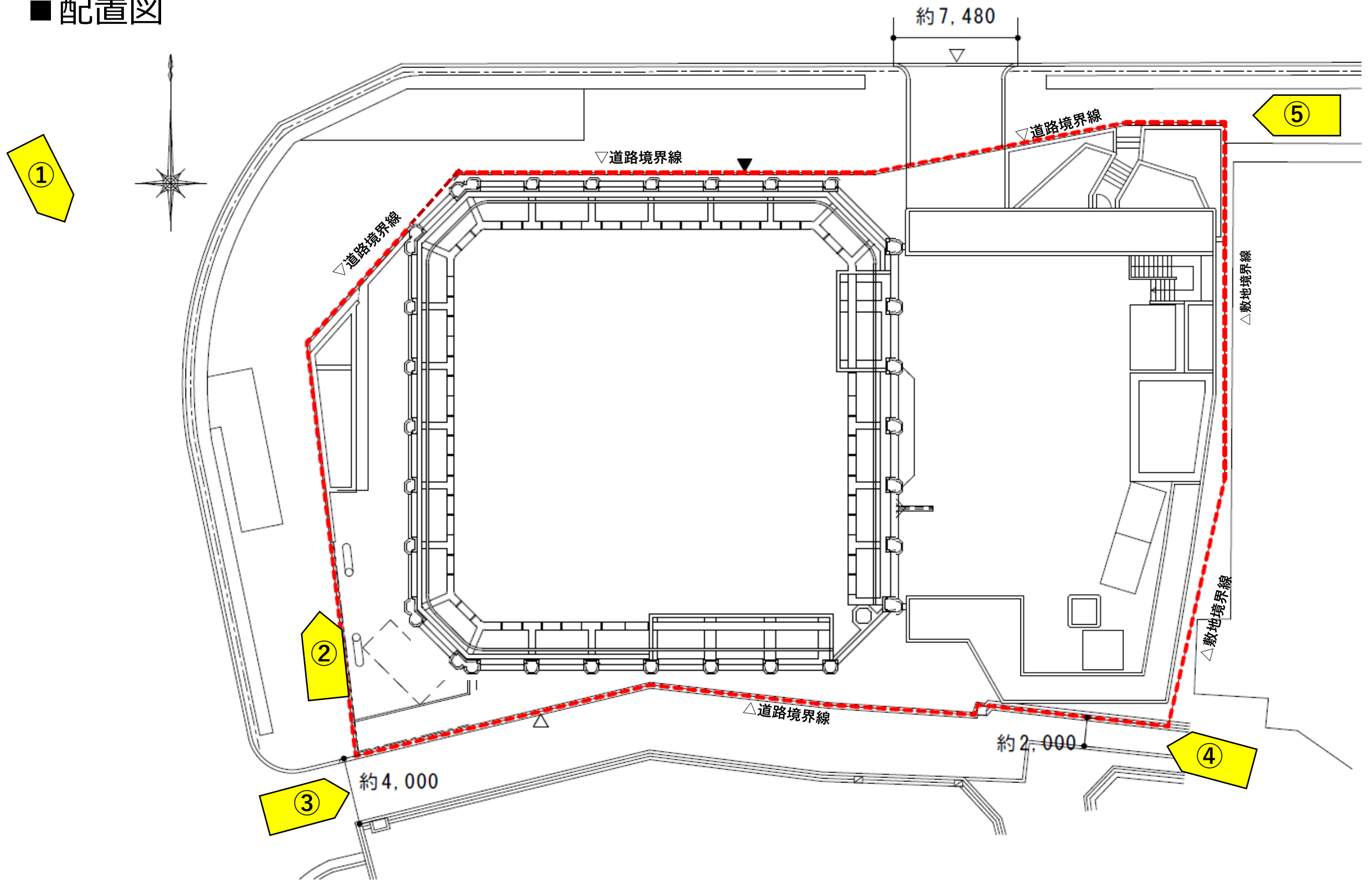
計画施設	大阪府曾根崎警察署改築工事基本設計業務	
計画場所	大阪市北区曾根崎2丁目	
敷地面積	約 1,740㎡	
用途地域	商業地域・防火地域（指定容積率：1,000%、指定建ぺい率：80%）	
規模・構造 ・延べ面積	現庁舎（撤去）	新庁舎（改築）
	規模 地上11階建て／地下3階建て 構造 SRC造 延べ面積 13,477.48㎡	規模 地上13階建て／地下2階建て 構造 SRC造、RC造またはS造 延べ面積 約14,397.74㎡ *規模・構造は提案内容を拘束するものではない
建物用途	事務所（警察署）	
想定工事費	約141億円（現庁舎の撤去工事費及び新庁舎の改築工事費一式） *提案内容を拘束するものではない	
事業概要	曾根崎警察署は、昭和48年建設の施設で、築後約50年が経過しており、建物の著しい劣化、浸水対策等様々な課題がある。これらを解消するため、現庁舎の撤去工事及び新庁舎の改築工事（現地建替え）を行うことにより、更なる警察機能と府民サービスの充実を図ることを目的とする。	
その他 （関連事業）	<p>現地建替えにあたり、現庁舎の機能を移転するための仮庁舎建設など、本改築事業とは別途発注予定の関連事業を複数予定している。（下記参照）</p> <p>これらの関連事業についても、本改築事業のスケジュールと密接に関連することから、進捗状況を把握し、全体スケジュールの調整が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎の機能は、近傍に複数の仮庁舎を整備し移転を行う予定である。</li> <li>・現庁舎の撤去工事と並行し、現庁舎のPCB撤去を予定している。</li> </ul>	

# ■位置図



地下鉄谷町線東梅田駅より 徒歩約5分

# ■ 配置図



 写真撮影位置 (次ページ参照)

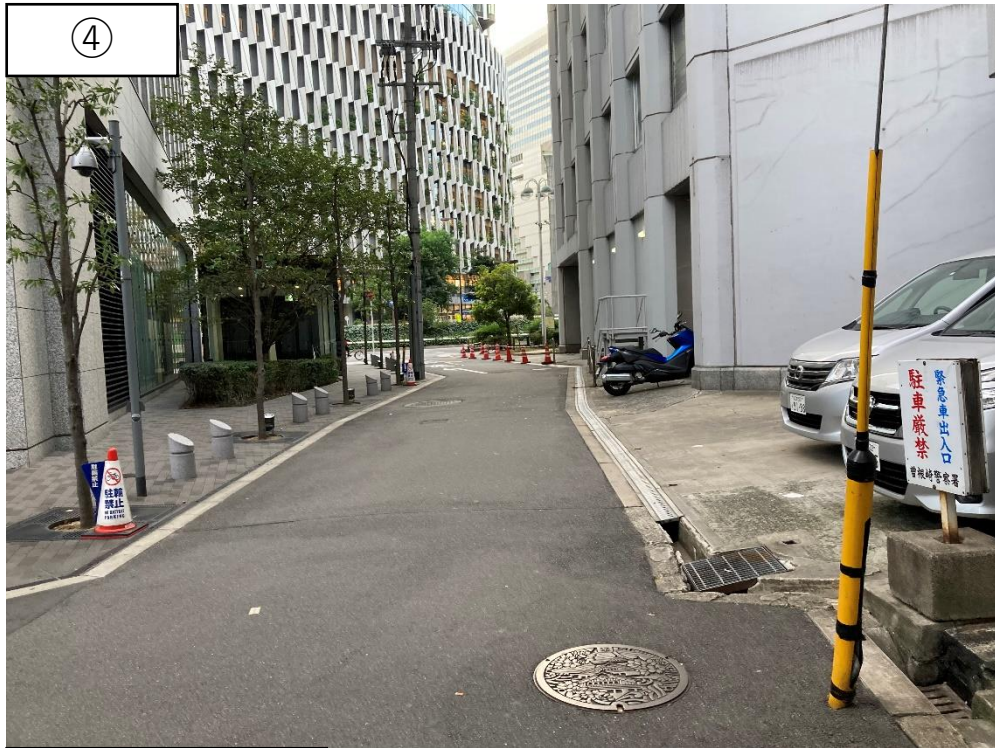


# ■ 現況写真

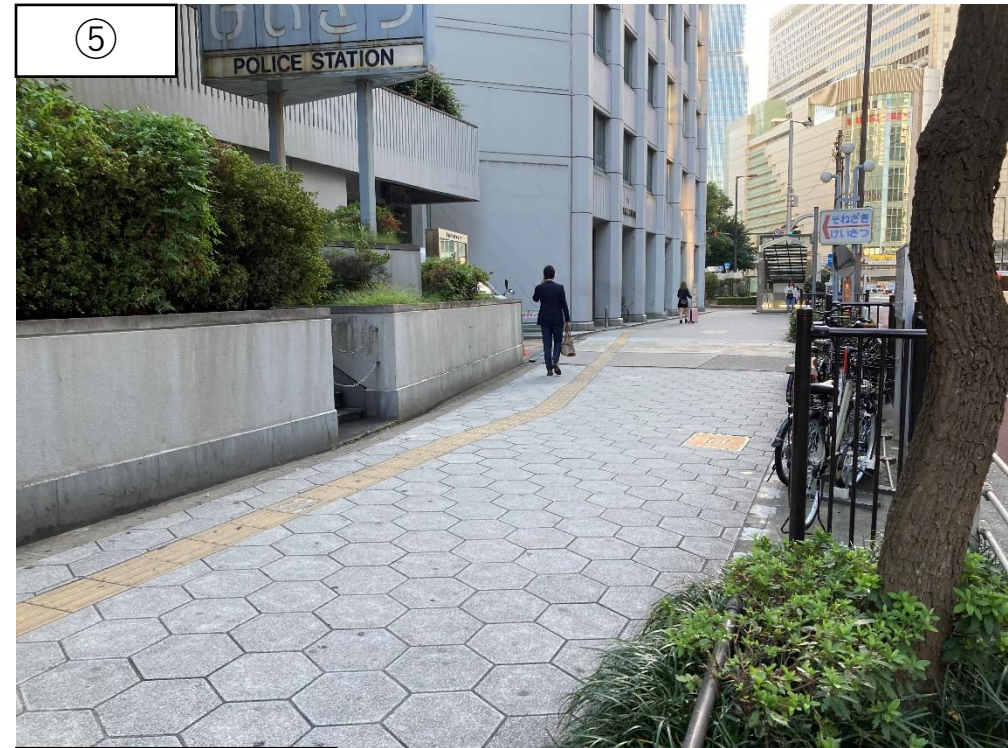




# ■ 現況写真



④  
南側道路を西方向へ



⑤  
北側歩道を西方向へ



地下街接続入口の様子1



地下街接続入口の様子2



# ■スケジュール（案）

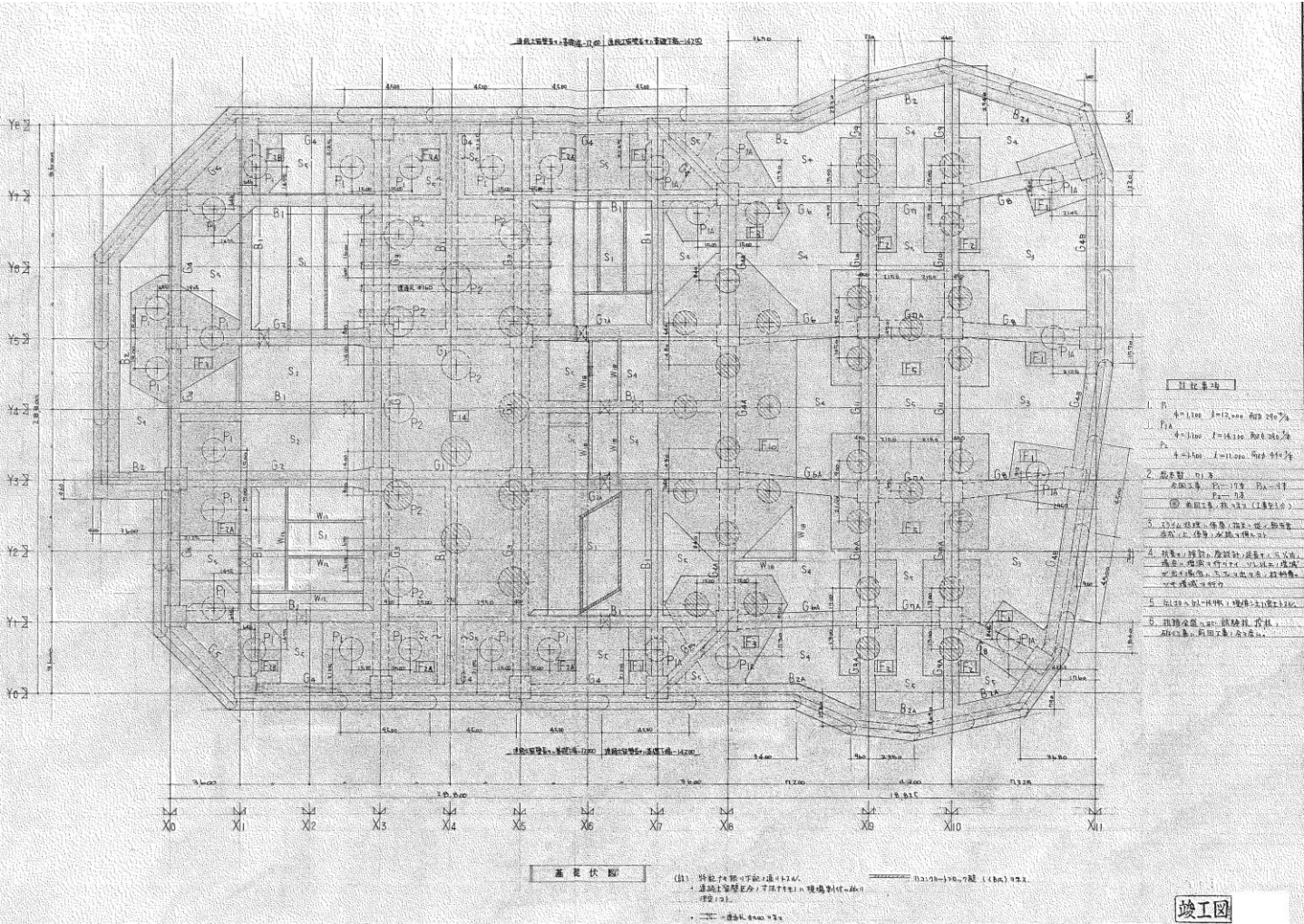
- ・下記スケジュールについては、適宜見直す可能性がある。
- ・実施設計以降の工程については、実施設計付工事発注方式（以下、「DB方式」という。）を予定している。
- ・DB方式の採用に伴い、発注者支援業務（CM業務の一部）を導入する予定である。

	2023年 令和5年度			2024年 令和6年度			2025年 令和7年度			2026年 令和8年度			2027年 令和9年度			2028年 令和10年度			2029年 令和11年度			2030年 令和12年度			2031年 令和13年度																																														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
本庁舎改築工事	基本計画			プロポーザル実施期間			基本設計			発注期間 2月議会			地質調査			家屋調査 (事前)			実施設計・撤去設計+撤去工事・改築工事 工期51カ月(地上解体:13カ月、地下解体:7カ月、改築工事:31カ月) 6年債務事業															引越期間																																					
	発注者支援業務									発注者支援業務																																																													
仮庁舎整備・PCB処分等																																																																							
	PCB処分															仮移転(4.5年)															仮庁舎撤去設計・工事																																								

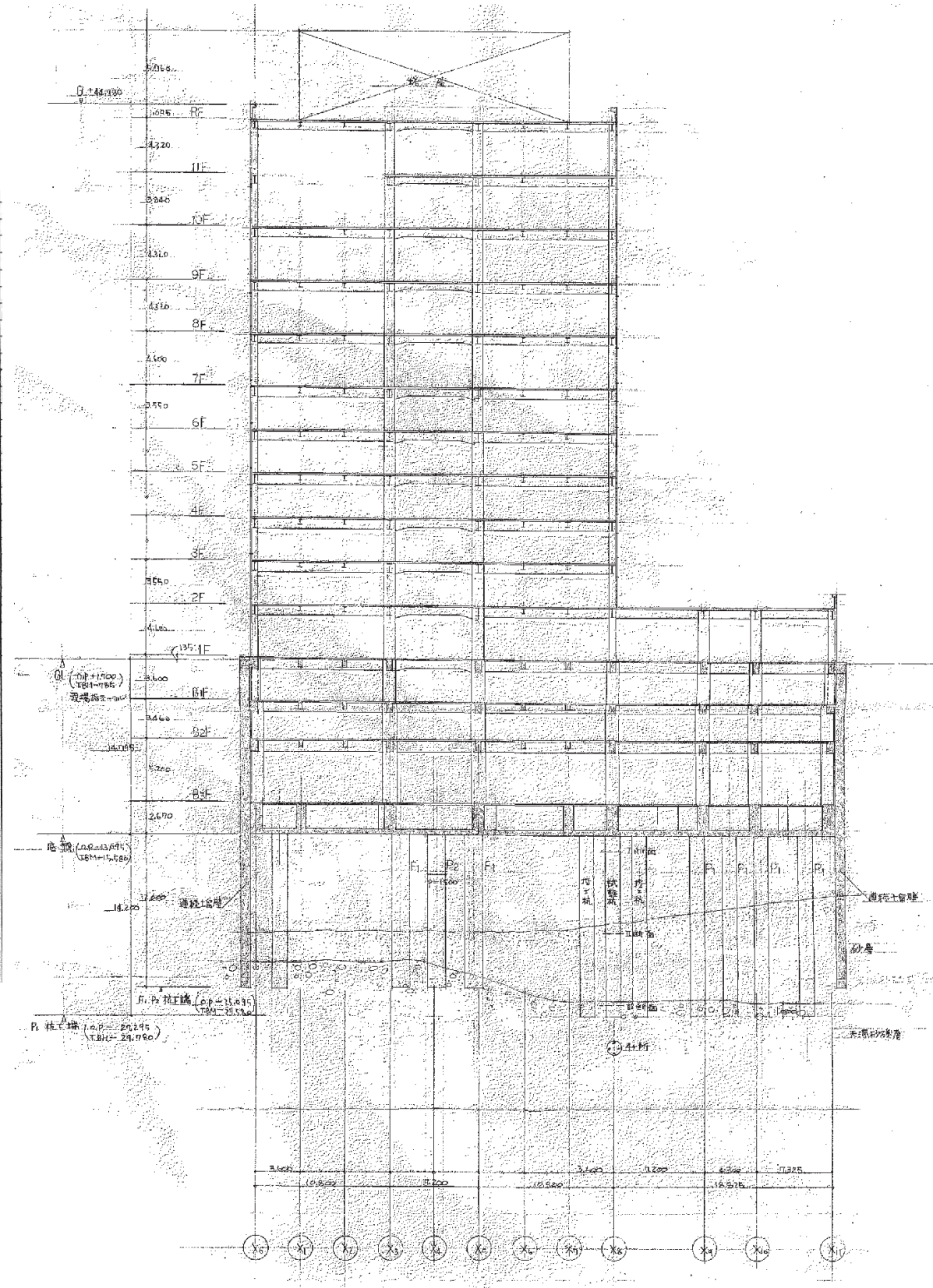


# ■現在の曾根崎警察署（概要）

・詳細および地質調査資料については別添図面を参照すること。



基礎伏図



断面図



## ■ 計画諸室一覧（改築後）

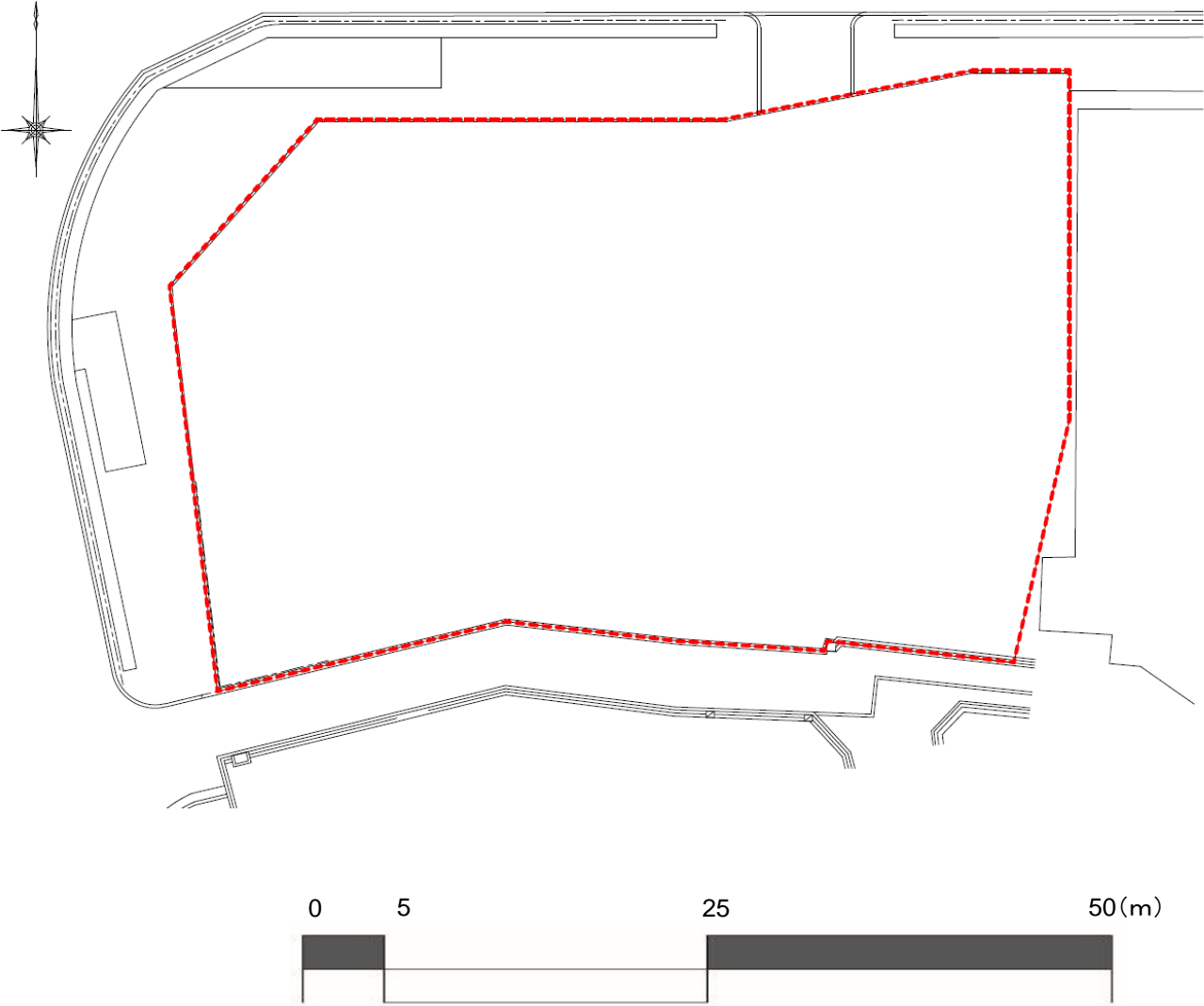
- ・新築工事により新たに必要とする諸室一覧を下記に示す。
- ・これは、施設の内容理解のために参考に示しているものであって、提案においては各室毎の平面プランを要求するものではない。

項目		計画面積 (㎡)	警察署各部門の業務内容等
総務部門	総務課（公かい）	644.58	署員の庶務、相談や広報活動等（低層階）
	府民応接室	20.00	
	相談係	23.10	
会計部門		187.84	手数料、遺失物や拾得物取扱い等（低層階）
交通部門		285.07	交通規制、免許更新、交通の指導、違反取締り、車庫証明、交通事故捜査等（低層階）
刑事部門		732.18	事件受理や各種犯罪捜査等
生活安全部門		467.61	防犯に関する業務、少年補導、少年犯罪等の捜査等
地域部門		236.37	地域のパトロールなど警察諸活動の第一線業務を担う交番の総括
警備部門		216.15	警護、災害警備、雑踏警備等に関する業務
直轄警察隊		156.54	街頭犯罪、重要犯罪等の検挙・抑止等
庁舎の構成	署長室+	89.10	
	捜査会議室		
捜査本部室		399.00	
会議室		75.00	
当直室（女子20㎡含む）		165.00	
通信室		33.00	
浴室		20.00	
拾得物倉庫		265.33	

項目	計画面積 (㎡)	
庁舎の構成	食堂	132.00
	霊安室	25.00
	訓授室（剣道場） 道場（柔道場）	508.00
	保護室	20.00
	機械室	1,453.50
	留置施設	889.80
	車庫（警察関係車両）	4,020.60
	自転車置場（警察関係車両）	上記に含む
	署長公舎	78.00
小計	11,142.77	
共用部分		3,254.97
玄関ホール、廊下、 階段、EV（3基または4基）		
便所		
合計	14,397.74	



# ■ 計画敷地図



**A3出力 S,1:400**

※本図面は概略配置図です。

--- 計画範囲



## ■ 施設整備上の課題

- 現庁舎は連続土留め壁（連壁）を隔てて地下鉄に隣接している。メトロ構造物や地下街への影響を考慮し、既存の連壁及び耐圧盤については存置するものとし、撤去を行わない。
- 上記に伴い、近接協議が必要である。
- 現庁舎の杭については、新庁舎の杭と干渉する場合には引き抜きが必要となるため、撤去工事については、後続の改築工事を見据えて計画すること。
- 現庁舎は地下街へ接続しているが、撤去工事にて地下街への出入り口を閉鎖し、新庁舎は地下街へ接続しないものとする。
- 上記に伴い、地下街への接続・閉鎖については、地下街連絡協議会との協議が必要である。
- 現庁舎地下の特別高圧受変電設備内にPCBがある。（関連事業により撤去を予定）
- 計画地は浸水想定地域に該当することから、新庁舎については浸水対策が必要。
- 計画地北側及び西側道路は交通量が多いことから、工事期間中の渋滞等にも配慮が必要。
- 計画地は駅前の都心に位置しており、百貨店やホテルなどの商業施設が近接していることから、工事に伴う近隣への影響について十分な配慮が必要。
- 非常用発電設備を計画するために、主燃料容量が都市計画の指定数量を超えることが予想されるため、建築基準法第48条の許可が必要である。

## ■ 提案にあたって基本的に考慮する事項

- 一般来庁者が利用するエリアの内装木質化や、建物のZEB化等、環境配慮を盛り込んだ計画とすること。
- 警察関係車両の道路から敷地への出入口は2か所設けること。また主に利用する出入口は北側道路側に設けること。
- 警察関係車両は迅速に出動できるように、駐車場は地下階及び低層階に設けること。
- 一般来庁者は、原則公共交通機関で来庁するものとするが、地上の屋外に多目的駐車場を1台設けること。
- 総務部門、会計部門、交通部門は低層階に設けること。これらを2階以上に配置する場合は、庁舎玄関（1階）からアクセスする一般来庁者用の直通EVを設け、一般来庁者の利用するEVフロア、廊下、便所等の動線を公かい（総務部門）から見渡せるようにすること。庁舎玄関（1階）等フロアが異なる場合は、カメラ等により見渡せるものとしてもよい。
- 刑事部門、生活安全部門は一般来庁者のアクセスがあるため、低層階が望ましい。ただし、一般来庁者は必ず公かいで受付し、刑事部門等にアクセスするためのEVは、一般来庁者用の直通EVと分ける必要がある。
- 留置施設はワンフロアにまとめ、中間階に設けること。なお、講堂（剣道場兼）及び柔道場の直下階には設けないこと。
- 被疑者の人権に配慮するため、留置施設及び取調室への動線は一般来庁者の動線と分離すること。また、被疑者が周辺建物等から視認されないようにすること。
- 警察関係車両の乗降のためのスペースを庁舎1階（屋内）に設けること。なお、当該乗降スペース内に一時的に大型車両を駐車することがあるため、当該乗降スペースの高さは有効3,500mm以上とすること。
- 警察関係車両の駐車場には、車両52台、大型車両（全長約9,000mm・全幅約2,300mm・高さ約3,100mm）1台を設けること。また、大型車両の駐車する駐車場の高さは有効3,500mm以上とすること。
- 駐車場は、本庁舎内、ピロティ下部、車庫など屋根及び壁に囲われていること。機械式ではなく全て自走式であることが望ましい。
- 警察関係車両の駐輪場には、76台を屋根あり（庁舎内やピロティ下部でもよい）として確保すること。